

お知らせ版 No.1,423

2023年11月25日号

★発行／大石田町役場総務課

☎35-2111 (内線218)

◎大石田町公式ホームページアドレス

<https://www.town.oishida.yamagata.jp>

保健福祉課から

目指せ！元気な百歳！

いきいき百歳体操のご案内

ビデオに合わせてゆっくりと体を動かす「いきいき百歳体操」を定期的に行っています。興味のある方はぜひご参加ください。参加の事前申込は不要です。

◆期 日／12月7日(木)、12日(火)、21日(木)、26日(火)

◆時 間／午前10時～1時間程度

◆場 所／虹のプラザ2階「中会議室」

■保健福祉課 福祉グループ 介護保険担当

☎35-2111 (内線132)

北村山視聴覚教育センター 12月の一般公開日のお知らせ

◆12月の一般公開日／12月2日(土)、9日(土)、16日(土)、23日(土)

◆内 容／

ア) 映画…上映時間 午前10時～(約25分間)
「冬のお話・クリスマス特集」

イ) プラネタリウム
…投影時間 午前10時40分～(約40分)
「季節の星座」今夜見える星空を解説します。

◆入場料／無料

◆その他／予約優先です。

当センター HPか
電話でご予約ください。

■北村山視聴覚教育センター

☎0237-53-0695



12月大高根演習場の使用予定のお知らせ

風向き等によって演習の騒音が聞こえる場合がありますのでお知らせします。

◆訓練実施日／1日、4日～8日、11日～15日、18日～22日

■陸上自衛隊第20普通科連隊神町駐屯地

☎48-1151

統合小学校基本設計住民説明会 のお知らせ

令和9年度開校予定の統合小学校校舎基本設計における住民説明会を下記のとおり開催します。説明会にはどなたでも参加できます。事前申込は不要ですので、当日会場へ直接お越しください。

◆日 時／12月22日(金)午後6時～

◆場 所／虹のプラザ2階「中会議室」

◆内 容／◎新校舎に係る基本設計の説明

◆備 考／質疑応答を含め1時間程度を予定しています。

■教育文化課 学校教育グループ

☎35-2111 (内線252)

教育文化課から

無料のスマホ教室を開催します

スマートフォンをこれから買ってみようという方、買ったけど使い方がわからない・操作方法を気軽に聞ける人が周りにいないとお困りの方はいませんか。初心者向けのスマホ教室を開催しますので、お気軽にご参加ください。

◆日 時／12月6日(水)、14日(木)

午前の部：午前10時30分～

午後の部：午後1時30分～

◆場 所／虹のプラザ「会議室」

◆対 象／町内在住者

◆参加料／無料

◆定 員／15人程度

◆申 込／12月4日(月)まで、下記にお申し込みください。

※スマートフォンをお持ちでない方には、教室用のものをご用意します。申込みの際にお申し出ください。

■教育文化課 生涯学習グループ(虹のプラザ内)

☎35-2111 (内線611)

電話相談会を開催します

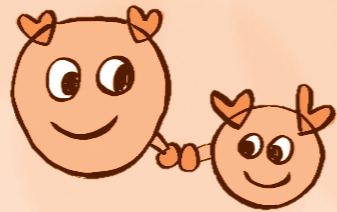
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。(匿名相談可能) ネット通販、保険金申請サポート、スポーツジム・エステ・通信契約などをキャンセルしたい、解約料が高額、契約内容が違う etc...

◆開催日時／12月1日(金)午後1時～午後4時

◆相談ダイヤル／☎022-341-2010

■消費者市民ネットとうほく ☎022-727-9123

一人ひとりがいきいきと暮らせるために



12月3日から9日は

障がい者週間です

12月山形県障がい者差別解消強化月間

障がい者差別解消法

(障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)

主に次の2つを定めています。

- ①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ②合理的配慮の提供

これまで、合理的配慮の義務付けは国や自治体のみでしたが、令和6年4月1日からは事業者にも義務付けられます。

合理的配慮の提供とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としていると意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

～だと助かります。

～ができなくて困っています。

社会的バリアを取り除くための申し出

建設的対話

障がいのある人と事業者などが話し合っ、ともに対応策を検討
例えば… ●飲食店で車いすのまま着席したい。

⇒机に備えつけていたイスを片づけて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。

●授業など、文字の読み書きに時間がかかるため、最後まで書き写すことができない。

⇒カメラ・スマートフォンなどでホワイトボードを撮影できることとした。

合理的配慮の提供

もっと知りたい方は…

障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などでわかりやすく説明しています。



内閣府公式サイト

障がい者の差別解消に関する事例データベース



内閣府公式サイト

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者などの相談窓口へ寄せられた具体例を障がい種別に応じて検索できます。

「障がい者週間」は、障がいへの理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化などの活動に参加する意欲を高めることを目的としています。「共生社会（障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会）」の実現に向けて自らできる配慮や工夫について考えてみませんか？

問 保健福祉課福祉グループ
☎ 35-2111(内線133)
FAX 35-2118

県営住宅の入居者を募集します

- ◆募集住宅／県営大石田アパート
- ◆申込資格／所得が公営住宅法の規定に該当する方（県外在住の方も申込可能）
- ◆住宅住所／大石田町大字大石田甲623-157（庚申町）
- ◆住宅構造／中層耐火構造（4階建）
- ◆公募戸数／1戸（4階）一般用・倍率優遇あり、単身可
- ◆申込期間／12月1日(金)～7日(木)午前9時～午後4時30分（※土日祝日休館）
※郵送の場合は12月7日(木)までの消印のあるものを有効とします。
※申し込み、問い合わせは下記までお願いします。
- ◆必要書類／県営住宅抽選申込書、63円切手2枚
- 山形県すまい情報センター（山形市城南町 霞城セントラル22階）
☎023-647-0781



第3回読書会

声に出して読みたい日本語 part 2

- ◆日 時／12月6日(水)午前10時～午前11時30分
- ◆場 所／虹のプラザ2階「小会議室1」
- ◆内 容／ベストセラー「声に出して読みたい日本語」に紹介されている文学作品の一部と一緒に読んでみませんか。今回の読書会では、気軽に音読しながら、宮沢賢治の童話や川端康成の小説の一部、高村光太郎の詩を味わいます。
- ◆申込方法／前日まで下記にお申し込みください。
- 大石田町立図書館 ☎35-3877

大石田町青少年健全育成町民集会のお知らせ

- 町の将来を担う青少年たちの作った標語やエッセイにふれたり、学習成果発表を聞いてみませんか？発表を通して、子どもたちの健やかな成長を見届けてください。入場無料です。
- ◆日 時／12月16日(土)午前10時開会
 - ◆会 場／虹のプラザ「なないろホール」
 - ◆内 容／
 - ①アトラクション…大石田中1年生による総合的な学習成果発表
 - ②大石田子どもサミット報告
 - ③いじめ・非行をなくそう標語優秀作品表彰
 - ④「ありがとう！家族の絆キャンペーン」エッセイ優秀作品表彰・発表
 - 教育文化課 生涯学習グループ（虹のプラザ内）
☎35-2111（内線610）、35-2094

村山税務署からのお知らせ

「決算のしかた」説明動画の掲載について

国税庁では、確定申告のための決算の方法・注意点等を説明する動画「決算のしかた（青色申告編・白色申告編・農業所得編）」をYouTube 国税庁動画チャンネルに掲載していますので、ぜひご覧ください。

■村山税務署 個人課税部門
☎0237-53-3725



村山労働基準監督署からお知らせ

働き方改革関連法により、令和2年より時間外・休日労働に対する上限規制が施行されておりますが、令和6年4月1日からは、今まで上限規制の適用が猶予・除外されていた建設事業については、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、時間外労働が年720時間以内となり、自動車運転の業務については、時間外労働の上限が年960時間となります。村山労働基準監督署では、随時皆様からのご相談を承っております。詳細については、お気軽にお問い合わせください。



働き方改革推進
特設サイト



働き方改革推進
支援助成金の
ご案内

■村山労働基準監督署 ☎0237-55-2815



介護の相談をお受けいたします
不安な介護を安心な介護に変えましょう

暮らしの中でこんなことはありませんか？

- * 歩く時ふらついて怖い…。安心して歩きたい。
- * 布団からの起き上がりが難しくなった。
- * 椅子から立ち上がる時、手すりがあれば楽なのに…。
- * 足が痛くて歩けない。車いすがあれば。
- * 床ずれができて痛い…。
- * 玄関の段差があり車いすで入れない。

こんな時には福祉用具を利用して自立した生活を過ごしましょう。

★福祉用具専門員がご本人様に合った福祉用具を一緒に選び、調整してくれます。

福祉用具専門員とは？

⇒日常生活で福祉用具を使用する人に対して、選び方と使い方を説明するなどのアドバイスを行う専門職のこと。

福祉用具にはこんなものがあります…

福祉用具貸与（レンタル）

車いす、介護用ベッド、四点杖、ベッド柵、手すり、歩行器、床ずれ防止用具（エアマット、耐圧分散マット）など

※定期的に福祉用具専門員による点検をします。

貸与（レンタル）されやすい福祉用具にはこんなものがあります。



福祉用具購入

ポータブルトイレ、入浴補助具（シャワーチェアなど）など

介護保険を使えば、用具費用の1～3割の自己負担額を支払うことで利用できます。（ただし、上限はあります。）

まずは介護保険の申請をしましょう。

ご希望の方は地域包括支援センターにご相談ください。

